



令和7年度 第2回 鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和7年8月25日（月）

午前10時00分から午前11時30分（予定）

場 所 鳥取市役所本庁舎7階 全員協議会室

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について

4 議 題

- （1）「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の施策体系について
- （2）「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の策定スケジュールについて
- （3）その他

5 閉 会

鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

(令和8年7月31日まで)

No.	役職	所属団体・役員名等	氏 名
1	会 長	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会 会員 (鳥取県退職者公務員連盟)	徳田 純子
2	副会長	一般公募	福田 克彦
3	委 員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部 副部長	山崎久美子
4	委 員	鳥取市小学校長会 (世紀小学校長)	森下 裕一
5	委 員	Tottori Mama's 代表	中井みずほ
6	委 員	NPO法人ふふや (鳥取大学地域学部)	清水 愛結
7	委 員	鳥取商工会議所 常議員 (山野商事㈱代表取締役)	嶋田 耕一
8	委 員	連合鳥取東部地域協議会 (副議長)	田中 義昭
9	委 員	農業従事者 (橋本農園)	坂出 典子
10	委 員	鳥取市自治連合会 副会長	谷口 真澄
11	委 員	鳥取市社会福祉協議会 総務企画課 参事	吉村 雅子
12	委 員	鳥取市消防団 女性分団 班長	安達 由紀
13	委 員	鳥取労働局雇用環境・均等室 室長	岡田 節子
14	委 員	鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課 課長補佐	大森 宏治
15	委 員	一般公募	小林 明子
16	委 員	一般公募	森田 将悟

【事務局・関係課】

所 属	氏名
人権政策局 局長	山下 宣之
人権政策局 男女共同参画課 課長	小清水晃子
人権政策局 男女共同参画センター 所長	坂本 欣生
人権政策局 男女共同参画課 課長補佐	川北 明子
人権政策局 男女共同参画課 主事	大塩 茉奈
経済観光部 次長兼経済・雇用戦略課 課長 (兼 男女共同参画課 参事)	渡邊 大輔
経済観光部 経済・雇用戦略課 課長補佐(兼)市場開拓係長 (兼 男女共同参画課 主査)	塩 敦
経済観光部 経済・雇用戦略課 雇用政策係長 (兼 男女共同参画課 主幹)	鈴木 元気
健康こども部こども家庭局 こども家庭センター 所長	森田 誠一

第3次、第4次、第5次かがやきプラン策定における市民意識調査の結果（抜粋）

◆ 固定的な役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について

同感、どちらかといえば同感 (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	9.9	13.4	7.6
令和元年度	10.9	13.8	9.1
平成26年度	17.3	20.5	15.1

反対、どちらかといえば反対 (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	59.6	54.0	64.3
令和元年度	55.6	53.1	59.1
平成26年度	50.0	48.3	51.0

◆ 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。

大いに進んだ、やや進んだ (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	64.6	73.0	58.2
令和元年度	69.1	74.2	65.0
平成26年度	53.0	62.7	45.5

あまり進んでいない、全く進んでいない (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	26.8	18.4	33.9
令和元年度	17.5	13.8	20.9
平成26年度	35.1	27.8	41.0

◆ 次のような分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている (%)

	社会的慣習や風潮	社会生活全体	職場	家庭生活	地域・社会活動の場	法律や制度上	学校教育の場
令和6年度	69.7	60.4	60.7	60.2	49.5	51.4	16.9
令和元年度	64.9	57.2	58.1	56.0	46.0	41.2	15.4
平成26年度	63.7	56.5	63.7	56.7	47.1	36.2	15.8

◆女性が仕事を続けていく上で支障となっていると思いますか。

(%)

あてはまる、どちらかといえばあてはまる

	乳幼児の養育	家族の介護	子どもの教育	自分の健康問題	職場の条件や制度	職場の理解や制度	セクシャルハラスメント	その他ハラスメント	妊娠・出産
令和6年度	84.8	72.8	65.7	65.6	-	74.0	60.4	63.6	83.3
令和元年度	84.2	72.5	72.3	60.1	68.5	-	50.3	52.9	-
平成26年度	82.2	72.2	69.6	57.0	67.5	-	40.4	46.3	-

◆家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

好ましい、止むを得ない (%)

好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	41.1	45.7	38.0
令和元年度	47.9	47.4	49.0
平成26年度	60.5	58.4	62.1

	全体	男性	女性
令和6年度	45.8	38.6	51.7
令和元年度	30.5	24.2	34.9
平成26年度	21.9	22.0	22.2

◆家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

好ましい、止むを得ない (%)

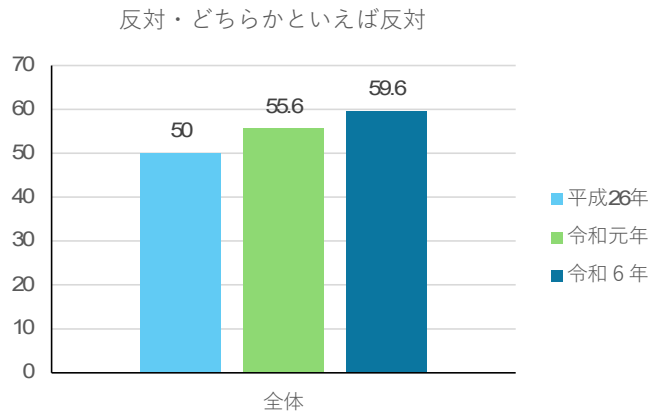
好ましくない (%)

	全体	男性	女性
令和6年度	53.2	53.3	54.0
令和元年度	62.1	57.4	65.8
平成26年度	73.5	70.7	75.2

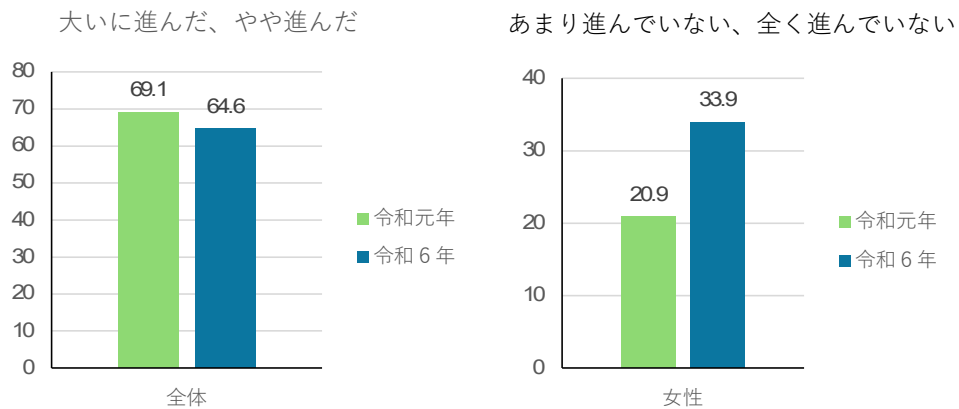
	全体	男性	女性
令和6年度	34.1	31.7	36.0
令和元年度	18.2	16.1	19.9
平成26年度	12.6	12.2	13.0

かがやきプラン策定における市民意識調査の結果（抜粋）

◆固定的な役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について

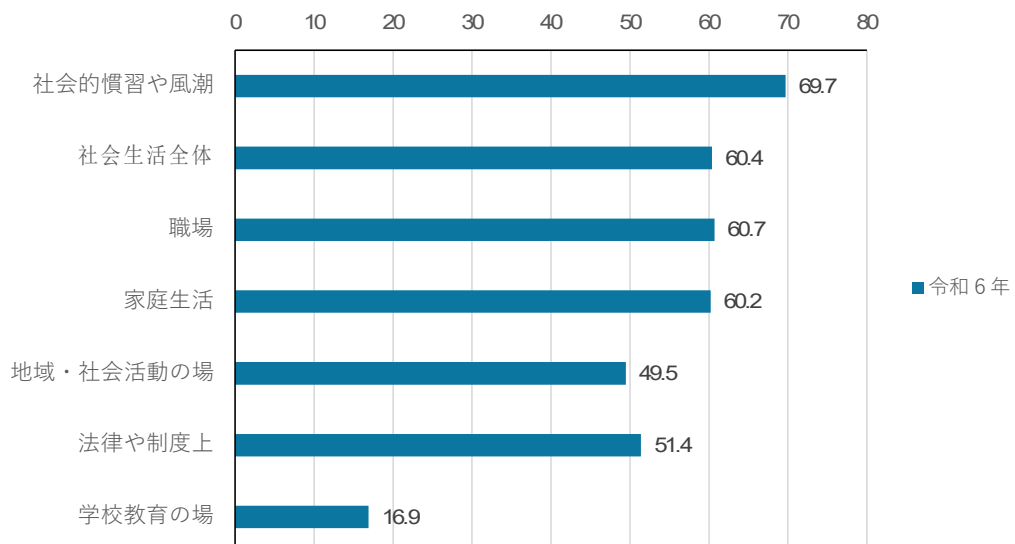


◆10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。

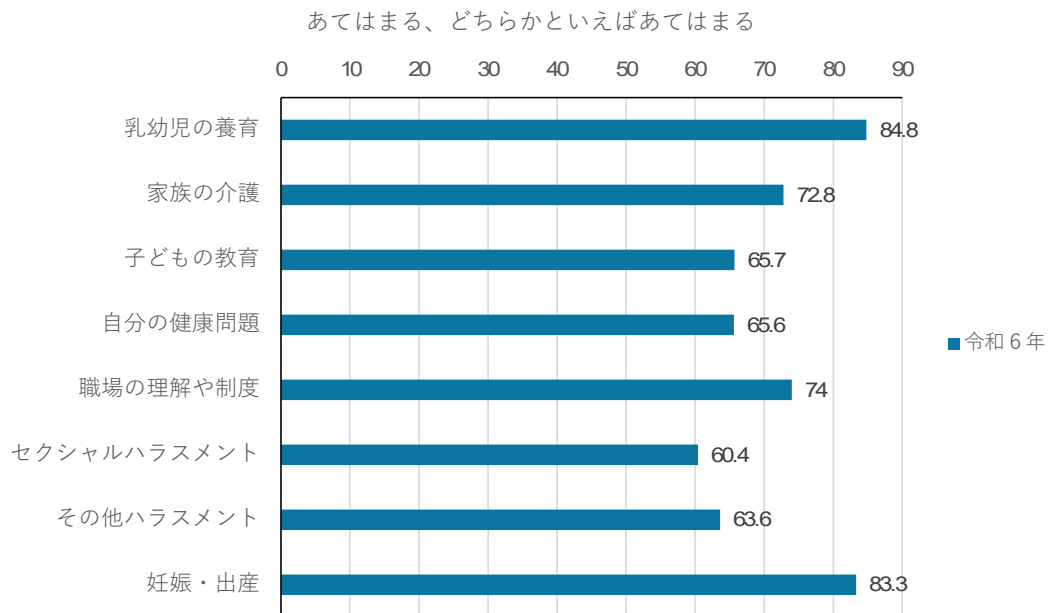


◆次の分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

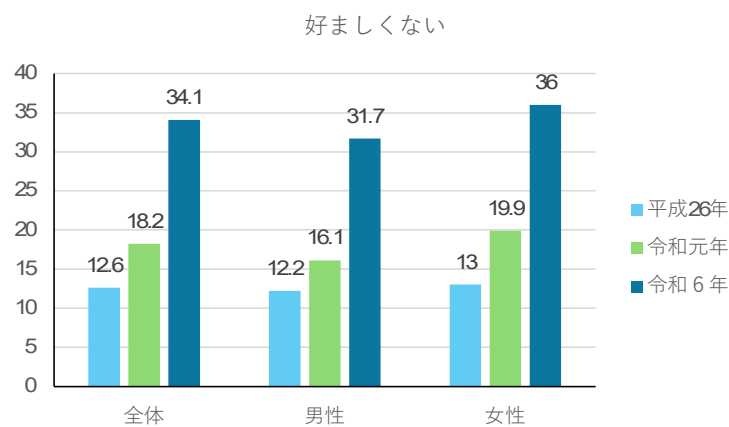
男性の方が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性が優遇されている。



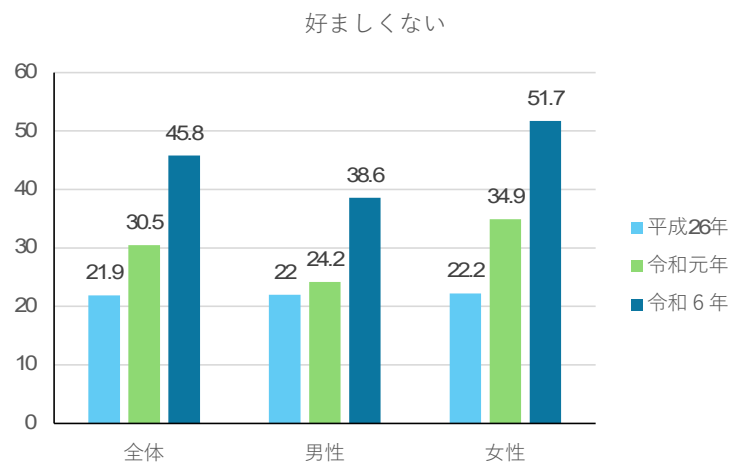
◆女性が仕事を続けていく上で支障となっていると思いますか。



◆家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。



◆家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。



令和6年度 数値目標の達成状況

	設定項目	基準値	各年度実績数値				目標値	担当課	経年調査
		R元	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり								
1	性別による固定的役割分担意識について「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する割合（％）	55.6	—	—	—	59.6	70	男女共同参画課	市民意識調査
2	社会生活全体において、男女の地位が平等であると考える割合（％）	15.7	—	—	—	15.6	30	男女共同参画課	市民意識調査
3	男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」による男女共同参画に関する啓発講座の参加者数（人）	507	448	651	672	680	650	男女共同参画課	実績照会
4	自分にはよいところがあると思う児童（小学生）の割合（％）	80.5	75.6	78.5	83.0	81.1	86	学校教育課	学力・学習調査
5	自分にはよいところがあると思う生徒（中学生）の割合（％）	75.5	75.3	76.6	80.4	81.5	80	学校教育課	学力・学習調査
6	生涯学習講座の参加者の満足度（％）	83.0	83.3	92.0	85.0	88.0	90	生涯・学習スポーツ課	実績照会
	テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり・・「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画								
7	鳥取市「かがやき企業」認定企業数（社）	35	44	45	55	66	60	男女共同参画課	実績照会
8	市職員の男性の育児休業取得率（％）	34.8	40.0	62.0	62.5	79.2	60	職員課	特定事業主行動計画
9	家事・育児・介護をしている時間の合計が1日あたり2時間以上の割合（％）【男性】	6.9	—	—	—	10.6	男女同率	男女共同参画課	市民意識調査
10	家事・育児・介護をしている時間の合計が1日あたり2時間以上の割合（％）【女性】	56.0	—	—	—	51.7	男女同率	男女共同参画課	市民意識調査
11	管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合（％）【従業員10人以上の企業】	20.7	—	—	20	—	30	経済・雇用戦略課	基幹統計調査
12	管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合（％）【従業員100人以上の企業】	21.3	—	—	20	—	30	経済・雇用戦略課	基幹統計調査
13	【部長級・次長級】市職員の各役職段階に占める女性の割合（％）	9.1	11.8	14.3	14.6	20.0	12	職員課	特定事業主行動計画
14	【課長級】市職員の各役職段階に占める女性の割合（％）	21.4	20.9	22.2	23.4	22.4	30	職員課	特定事業主行動計画
15	家族経営協定締結農家数（戸）	25	25	27	27	29	40	農政企画課	実績照会
16	市の審議会等における女性委員の割合（％）	30.3	31.5	31.0	30.8	31.1	40	職員課	実績照会
17	自治会長（町内会長）に占める女性の割合（％）	4.7	4.8	5.2	4.1	4.1	10	協働推進課	実績照会
	テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・「DV防止法」に定める市町村推進計画								
18	過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合（％）	8.3	—	—	—	6.7	0	男女共同参画課	市民意識調査
19	DVについての相談機関を知っている人の割合（％）	76.9	—	—	—	61.1	100.0	男女共同参画課	市民意識調査
	テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり								
20	健康寿命【男性】※日常生活に制限のない期間	82.6	82.6	83.1	83.1	83.0	延伸	健康づくり推進課	実績照会
21	健康寿命【女性】※日常生活に制限のない期間	85.8	86.0	86.7	86.3	86.4	延伸	健康づくり推進課	実績照会
22	運動習慣のある人の割合（％）【男性】	19.3	—	—	—	50.8	25	健康づくり推進課	市民元気プラン
23	運動習慣のある人の割合（％）【女性】	16.1	—	—	—	42.2	25	健康づくり推進課	市民元気プラン
24	がん検診受診率（％）【胃がん】	35.9	31.4	35.5	33.0	33.9	50	健康づくり推進課	実績照会
25	がん検診受診率（％）【肺がん】	35.5	31.0	34.4	32.5	31.2	50	健康づくり推進課	実績照会
26	がん検診受診率（％）【大腸がん】	38.0	33.5	37.1	34.7	33.8	50	健康づくり推進課	実績照会
27	がん検診受診率（％）【子宮がん】	61.2	59.5	71.3	70.1	67.6	50	健康づくり推進課	実績照会
28	がん検診受診率（％）【乳がん】	57.2	48.9	61.1	58.6	54.9	50	健康づくり推進課	実績照会
29	地域の各種団体関係者で話し合う場の設置数（か所）	7	10	10	14	14	16	長寿社会課	実績照会
30	年度中途（10月時点）の保育所等の待機児童数（人）	20	26	7	5	0	解消	幼児保育課	実績照会
31	病児・病後児保育設置か所数（か所）	5	6	7	7	7	7	幼児保育課	実績照会
32	鳥取市防災会議における女性委員の割合（％）	19.5	22.5	22.5	20.5	17.5	24	危機管理課	実績照会
33	女性防災リーダーの人数（人）	43	56	53	56	62	60	危機管理課	実績照会

未達成	61%	20
達成	39%	13

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法から脱却**させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

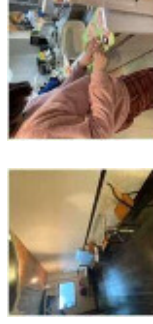
女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定に向けた検討内容

第4次かがやきプランの取組状況と課題

第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランでは、4つのテーマと9つの目標を定め、様々な施策を展開してきた。その間、女性活躍推進法に基づく取り組みや働き方改革を推進するための法律に基づく施策などにより、働く環境の整備や男女平等意識が高まるなか、本市の成果指標や意識調査の結果をみると、長い間社会の中で醸成された意識を大きく変えることは容易ではなく、今後も引き続き取り組みを進めて行く必要がある。

国の動き

◆第6次男女共同参画会議基本計画策定専門調査会において検討中。

R6.12.13 男女共同参画会議 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）

R6.12.24 第1回調査会⇒「第6次男女共同参画基本計画」策定の検討体制及びスケジュール

「第6次男女共同参画基本計画」に向けた自由討議、第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ

R7.1.31 第2回調査会⇒第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ

R7.2.17 第3回調査会⇒第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ、
第6次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト（事務局提案）

R7.5.27 第4回調査会⇒3つのワーキンググループにおける検討状況について（1）基本構想（2）人材・地域・意識（3）安全・安心

R7.7.29 第5回調査会 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（骨子案）について

◆第6次男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方（案）

- 1 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 4 生涯を通じた男女の健康への支援
- 5 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

- 7 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 8 防災・復興における男女共同参画の推進
- 9 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 11 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

社会情勢の現状認識

- ①人口減少、少子・高齢化、単独世帯の増加
- ②ワーキングケアラの増加
- ③女性活躍推進法の改正
- ④根強い固定的な性別役割分担意識
- ⑤テクノロジーの急速な進展・変化
- ⑥高齢期を迎える世代が抱える様々な困難への対応
- ⑦平均気温の上昇、大雨の頻度の増加などの気候変動
- ⑧SDGs（目標5※）の達成に向けた国際的な潮流

※ジェンダー平等（差別の撤廃、暴力の排除）

プランに盛り込むべき視点

- ①全ての人にとって働きやすい環境づくり
- ②意思決定過程への女性参画の加速化
- ③固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
- ④安全安心なテクノロジーの利用環境整備
- ⑤ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成
- ⑥多様かつ複合的な困難を抱える女性に対する支援
- ⑦防災・復興における男女共同参画の視点強化

市の方針

意識調査の結果や社会情勢等を踏まえながら国や県の計画・方針を勘案し策定する。

施策体系は、第4次かがやきプランの4つのテーマと9の目標を見直し、4つのテーマと10の目標を設定する。

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- 目標1 男女共同参画への理解促進
- 目標2 子どもの頃からのジェンダー平等の推進

2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

- 目標3 働く場における女性の活躍推進
- 目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

3 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

- 目標5 男女間等の暴力の発生を防ぐ環境整備
- 目標6 被害者に対する支援の推進

4 安全・安心に暮らせる社会づくり

- 目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援
- 目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 目標9 困難な問題を抱える女性への支援
- 目標10 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

体系の見直し

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

目標1 男女共同参画への理解促進

《取組項目》

- (1)男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動
- (2)男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
- (3)男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

目標2 子どもの頃から男女平等の推進

《取組項目》

- (1)家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
- (2)子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施

2 男女が共に活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

目標3 働く場における女性の活躍推進

《取組項目》

- (1)ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進
- (2)ライフステージに応じた育児・介護支援の充実
- (3)男性の家事・育児・介護への参画促進
- (4)女性の職域拡大と管理職への登用の促進
- (5)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
- (6)農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

《取組項目》

- (1)議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- (2)性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

目標1 男女共同参画への理解促進

《取組項目》

- (1)男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実
- (2)男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
- (3)男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

目標2 子どもの頃からジェンダー平等の推進

《取組項目》

- (1)家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
- (2)子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施

2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

目標3 働く場における女性の活躍推進

《取組項目》

- (1)育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進
- (2)意思決定層への女性の参画拡大
- (3)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
- (4)農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

《取組項目》

- (1)議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- (2)性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村基本計画
目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備 ≪取組項目≫ (1)性犯罪・性暴力を許さない環境整備 (2)暴力の防止に向けた関係機関との連携
目標6 被害者に対する支援の推進 ≪取組項目≫ (1)被害者が安心して相談できる体制づくり (2)いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備
4 安全・安心に暮らせる社会づくり
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援 ≪取組項目≫ (1)生涯を通しての健康づくり (2)地域包括ケアシステムの充実
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり ≪取組項目≫ (1)高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援 (2)外国人住民等への支援 (3)性的マイノリティに関する理解促進
目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 ≪取組項目≫ (1)防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 (2)女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

3 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村基本計画
目標5 男女間等の暴力の発生を防ぐ環境整備 ≪取組項目≫ (1)性犯罪・性暴力を許さない環境整備 (2)暴力の防止に向けた関係機関との連携
目標6 被害者に対する支援の推進 ≪取組項目≫ (1)被害者の保護と安全の確保 (2)被害者の自立支援の充実 (3)心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実 (4)被害者に寄り添った支援体制の強化
4 安全・安心に暮らせる社会づくり
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援 ≪取組項目≫ (1)生涯を通しての健康づくり (2)地域包括ケアシステムの充実
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり ≪取組項目≫ (1)高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援 (2)性の多様性に関する理解促進
目標9 困難な問題を抱える女性への支援 …「女性支援新法」に定める市町村基本計画 ≪取組項目≫ (1)早期把握、相談・支援体制の強化 (2)庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実 (3)生活再建、自立支援の充実
目標10 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 ≪取組項目≫ (1)防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 (2)女性の視点を取り入れた災害対応力の強化



諮 問 書

令和7年8月25日

鳥取市

発総男女第107号

令和7年8月25日

鳥取市男女共同参画審議会

会長 徳田 純子 様

鳥取市長 深澤 義彦

「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について（諮問）

令和3年3月に策定した「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の計画期間は令和7年度末までとなっており、この5年間の成果や課題を踏まえ、次期計画を策定することとしております。

つきましては、鳥取市男女共同参画推進条例（平成14年3月26日鳥取市条例第1号）第7条第3項の規定により、「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」についてご審議いただきますよう諮問します。

「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の諮問 内容及び今後のスケジュールについて

1 計画の名称

第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（以下「現プラン」）における基本目標とその取組みを継承することを基本とするため、「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（以下「次期プラン」）とします。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

3 基本理念・施策体系 … 別紙1

昨年度実施した市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」と回答した割合は、令和元年度の前回調査と比較して高くなっているものの、男女平等観に関する問いでは、社会のさまざまな分野において「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は依然として高く、令和元年度の前回調査と比べて各分野に大きな変化は見られませんでした。また、女性活躍がすすむ中、性別を問わず就労中の方を対象とした設問では、育児休業・介護休業を利用する場合の問題点として、「子育てや介護は女性の役割だ」という意識が強い」とする割合が5割を超えており、男女共同参画社会の実現には、一層の努力をする必要があることがわかりました。

国においては女性が生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

このような意識調査の結果や社会情勢を踏まえ、次期プランは、現プランの基本理念を継承することを基本としつつ、第12次鳥取市総合計画や関係法令等と整合性を図りながら策定することとします。

次期プランの施策体系は、現プランにおける施策体系を継承しつつ、4つのテーマに10の目標を定め、基本理念の実現を目指します。また、男女共同参画をより効果的に推進していくため、重点的に取り組む項目を設定します。

4 策定スケジュール … 別紙2

計画案を審議会でご審議いただきながら、市議会や登録団体連絡会にも情報提供し広くご意見をいただき、令和7年12月中旬から12月下旬にパブリックコメントを実施し、令和8年1月下旬には答申を受けたいと考えています。

《基本理念・施策体系》

別紙 1

1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思にもとづき、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

2 施策体系

4つのテーマに10の目標を定め、基本理念の実現を目指します。

男女共同参画をより効果的に推進していくため、重点的に取り組む項目を設定します。

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
【目標1】 男女共同参画への理解促進	《取組項目》 ①男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実【重点項目】 ②男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援 ③男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上
【目標2】 子どもの頃からのジェンダー平等の推進	《取組項目》 ①家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施【重点項目】 ②子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】
テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり ※「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画	
【目標3】 働く場における女性の活躍推進	《取組項目》 ①育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進【重点項目】 ②意思決定層への女性の参画拡大【重点項目】 ③雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保 ④農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備
【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進	《取組項目》 ①議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 ②性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保
テーマ3 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 ※「DV防止法」に定める市町村基本計画	
【目標5】 男女間等の暴力の発生を防ぐ環境整備	《取組項目》 ①性犯罪・性暴力を許さない環境整備【重点項目】 ②暴力の防止に向けた関係機関との連携
【目標6】 被害者に対する支援の推進	《取組項目》 ①被害者の保護と安全の確保 ②被害者の自立支援の充実 ③心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実 ④被害者に寄り添った支援体制の強化【重点項目】
テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり	
【目標7】 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援	《取組項目》 ①生涯を通しての健康づくり ※「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」の取組み ②地域包括ケアシステムの充実 ※「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の取組み
【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり	《取組項目》 ①高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援 ※「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の取組み ※「鳥取市障がい（障がい児）福祉計画」の取組み ※「鳥取市多文化共生推進プラン」の取組み ※「鳥取市こども計画」の取組み ②性の多様性に関する理解促進
【目標9】 困難な問題を抱える女性への支援 ※「女性支援新法」に定める市町村基本計画	《取組項目》 ①早期把握、相談・支援体制の強化 ②庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実 ③生活再建、自立支援の充実
【目標10】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	《取組項目》 ①防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 ②女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール

資料2

18

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
男女共同参画 審議会	第1回 5/26			【諮問】 第2回 8/25			第3回 中旬		第4回 中旬	【答申】 下旬		
行政推進会議 (副市長、部局長)		第1回 6/4				第2回 下旬			第3回 上旬			
幹事会 (関係課長)		第1回 6/3		第2回 8/4		第3回 中旬						
パブリックコメント (市民政策コメント)								中旬 ～ 下旬				
市議会への説明					総務企画委員会 上旬			総務企画委員会 上旬			総務企画委員会	
公 表												【公表】 下旬

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第7条—第15条）

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援（第16条—第20条）

第4章 鳥取市男女共同参画審議会（第21条—第28条）

第5章 雑則（第29条）

附則

女性と男性は、人として平等であり、互いの違いを認めつつ人権を尊重しなければならない。

鳥取市においては、人権を尊重する社会を目指して、人権尊重都市宣言（昭和62年）及び鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（平成6年鳥取市条例第21号）を制定してきた。これらの人権尊重の取組の中で、男女共同参画については、鳥取市男女共同参画いきいきプランの策定をはじめとしたさまざまな取組を、国や鳥取県の男女共同参画社会づくり施策と連携を図りつつ、積極的に推進している。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識、社会慣習、風習などにおいて、女性と男性の不平等が依然として根強く残っている。

これらの不平等な意識やそれに基づく社会慣行をなくし、あらゆる分野での男女平等とそれに向けての男女共同参画社会の実現を目指すためには、市、市民及び事業者等が協働して取り組むことが重要である。

また、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の急激な変化が進む中で、市民が真に豊かで潤いのある生活を実現するためには、女性と男性が共に、その個性と能力を発揮できる環境が整備されなければならない。

鳥取市において、すべての市民が自己の自由な意思で、性別にとらわれることなく、対等な立場に立って、家庭、職場、地域などのあらゆる活動に参画し、社会に貢献できる新しい生活文化を構築することが、今強く求められている。

女性と男性が、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画 女性と男性が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2） 男女共同参画団体 男女共同参画の推進に関する活動を行う団体をいう。

（3） 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る女性と男性の間の格差を改善するため必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（4） 事業者等 営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として女性と男性の人権が尊重されるよう推進されなければならない。

- (1) 女性と男性が、性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 女性と男性の互いの性が尊重され、女性と男性の性と生殖に関する健康と権利が認められること。
- (3) 女性と男性が、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担を反映した制度及び慣行を改善し、自己の意思で活動できること。
- (5) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (6) 女性と男性が、家庭生活において対等な役割を果たし、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画推進施策に市及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動等に関し、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、男女共同参画推進施策に市及び市民と協働して取り組むよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取市男女共同参画計画)

第7条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による鳥取市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「鳥取市男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、鳥取市男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、鳥取市男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を鳥取市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置等)

第9条 市長は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談窓口の設置)

第11条 市は、国及び鳥取県との適切な役割分担の下に、女性の人権の侵害等に対応するための相談窓口を設置し、他の相談に対応する機関と連携を取り、相談者に対して必要に応じた支援を行うものとする。

(普及活動)

第12条 市は、基本理念に対する理解を深めるために必要な広報活動その他の普及活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、鳥取市男女共同参画週間を設けるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の市の執行機関(水道事業管理者及び病院事業管理者を含む。以下「市長等」という。)は、附属機関等の委員の構成において、女性と男性の均衡を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、前項の均衡を図るため必要と認めるときは、研修その他の積極的改善措置を講ずるものとする。

(1項…一部改正〔平成19年条例36号・21年17号〕)

(調査研究及び公表)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者等が基本理念についての理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じて関係機関と連携を取りながら行うものとする。

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援

(男女共同参画団体の登録制度)

第16条 市長は、男女共同参画団体を育成し、及び支援するため、当該男女共同参画団体の名称、活動内容等を登録し、財政的支援その他の必要な措置を講ずることができる。

(登録手続)

第17条 男女共同参画団体が前条に規定する登録を受けようとするときは、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申請をした男女共同参画団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

(1) 営利を目的としているとき。

(2) 主たる構成員が市民ではないとき。

(3) 構成員の資格の取得及び喪失に関して、不当な条件を付しているとき。

(4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを活動の主たる目的としているとき。

(5) 政治上の主義を推進し、支援し、又はこれに反対することを活動の主たる目的としているとき。

(6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを活動の目的としているとき。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、これを審査し、前項各号のいずれかに該当するときは除き、男女共同参画団体を登録するものとする。

(登録の取消し)

第18条 前条第3項の規定により登録を受けた男女共同参画団体(以下「登録団体」という。)は、登録の必要がなくなったとき、又は登録の要件に適合しなくなったときは、速やかに規則で定める取消届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する取消届が提出されたときは、速やかに当該登録団体の登録を取り消すものとする。

る。

- 3 市長は、登録団体が前条第2項各号のいずれかに該当したとき、又は登録団体の活動がなされないときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、あらかじめ鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(活動状況の報告)

- 第19条 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(情報提供)

- 第20条 市長は、登録団体について当該登録団体の名称、活動内容その他必要な情報を市民に提供するものとする。

第4章 鳥取市男女共同参画審議会

(設置)

- 第21条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条 審議会は、次の職務を行う。

- (1) 鳥取市男女共同参画計画の策定に当たり意見を述べること。
- (2) 男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について建議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の進捗状況について意見を述べること。
- (4) 第18条第3項の規定による登録団体の登録の取消しに当たり意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について意見を述べること。

(組織)

- 第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 登録団体の構成員
- (3) 公募による者

- 3 審議会の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(2項…一部改正〔平成20年条例42号〕)

- 第24条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力要請)

- 第26条 会長は、審議会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長等に対し、参考資料の提出、説明その他必要な協力を要請することができる。

- 2 市長等は、前項の要請を受けたときは、その要請に応じなければならない。

(庶務)

- 第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(本条…一部改正〔平成15年条例1号〕)

(審議会への委任)

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第7条第1項の規定に基づき策定された計画とみなす。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を経過したとき、又は社会状況の急激な変化により市長が必要と認めたときは、審議会の建議を経てこの条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則 (平成21年3月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。